

男女共同参画推進事業者表彰の対象事業者を募集します

市では、男女共同参画社会の実現を目指し、男女がともに働きやすい環境づくりを積極的にしている事業者を表彰しています。

- ▼対象 市内事業者
- ▼応募期限 7月22日(水)
- ▼応募方法 〇市民協働推進課で配布している応募用紙に必要な書類を添えて窓口持参か郵送
- ※表彰基準や応募方法などの詳細は、問い合わせください。
- ▼申し込み・問い合わせ 〇市民協働推進課 ☎(62)7019

保険税(料)の納税・納入通知書を発送します

〇口座振替や納付書で支払う人へ
7月14日に国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納税通知書・納入通知書を発送します。これは、令和元年中の所得などを基に年間の額を決定したものです。

※年金から天引きで納付する人の年間の納付額は9月15日に通知予定です。

〇振替の口座は通知書を確認

国民健康保険の限度額適用認定証の申請は郵送で

医療機関での支払いを、前年所得に応じた自己負担限度額までに調整できる限度額適用認定証。この認定証の交付を希望する場合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送で手続きしてください。申請書は市ホームページからダウンロードできるほか、郵送でも配布しています。

なお、今年度に限り、70歳以上で令和元年度に認定証の交付を受けていて、令和2年度も該当する人には、8月から使用する認定証を7月下旬に郵送します。

※必要書類などの詳細は、〇国保年金課に問い合わせください。

〇国保年金課 ☎(62)7129



国税に関する相談・質問は電話で受け付けます

大田原税務署では、窓口の混雑緩和のため、国税に関する相談・質問を電話で受け付けています。電話は自動音声で案内していますので、相談内容に応じた番号を選択してください。

電話相談の結果、来署をお願いする

過去に口座登録をした人は自動で引き落とされます(年金天引きの人は除く)。

〇収入申告が必要です
次に該当する人は、収入申告をしていない場合、保険税(料)が正確に計算されないことがあります。

①令和元年中に収入がない20歳以上の入
②収入が遺族年金、障害年金などの非課税収入のみの人

〇課税課 ☎(62)7120

保険税(料)を減免します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯の、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を減免します。

〇対象
・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡するか重篤な傷病を負った世帯
・次の要件をすべて満たす世帯
(介護保険料は①②を満たす世帯)
①事業収入や給与収入など種類ごとに見たいずれかの収入が、前年に比べて10分の3以上減収する見込み
②減少が見込まれる収入(所得)以外の前年の合計所得が400万円以下
③前年の合計所得が1千万円以下

市税の徴収猶予の特例制度が利用できます

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人は、1年間、市税の徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。

〇対象 次の要件をすべて満たす納税者か特別徴収義務者
①新型コロナウイルス感染症の影響で2月以降の1カ月間以上、事業などの収入が、前年同期に比べて約20パーセント以上減少した
②市税を一度に納付することが困難

〇対象市税
市県民税、法人市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、国民健康保険税

〇申込期限
6月30日か納期限の遅い日

〇申込方法 窓口か郵送、eLTAXに

※申請に必要な書類や減免の対象になるかなど、詳細は問い合わせください。

〇課税課 ☎(62)7120

新しい保険証を郵送します

現在使っている国民健康保険と後期高齢者医療の保険証の有効期限は、7月31日までです。8月から使用する保険証を7月下旬に郵送します。

〇国民健康保険
新しい保険証(薄紫色)が届いたら、保険証の記載内容や加入者全員分の保険証があるか確認してください。世帯主氏名は、世帯主が国民健康保険に加入していても記載されます。

〇後期高齢者医療制度
保険証(薄紫色・はがき型)の記載内容を確認してください。次の人には、認定証を同封します。

①過去に限度額適用認定証(うぐいす色)の交付を受けたことがあり、令和2年度の所得区分が基準を満たす人
②過去に限度額適用・標準負担額減額認定証(ピンク色)の交付を受けたことがあり、令和2年度の所得区分が基準額未満の人

〇問い合わせ ☎(62)7129

国民年金保険料を納めることが難しいときは

よる電子申請
※申請書のほかに、収入や預貯金の状況が分かる資料の提出が必要です。詳細は問い合わせください。

〇申し込み・問い合わせ ☎(62)7190

〇徴収課 ☎(62)7190

国民年金保険料を納めることが難しいときは、申請することで、保険料の免除や猶予を受けられることがあります。本人や配偶者、世帯主の前年の所得に基づき、全額免除・一部免除・納付猶予のどれに該当するか、審査します。

7月～来年6月分の申請を、7月1日から受け付けます。

※過去の期間についても、2年1カ月前の分まで申請できます。

※失業などで保険料を納めることが困難な場合は、審査の特例があります。

※新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少を理由とした申請は、令和2年2～6月分の保険料が対象です。既に申請している人も、7月分以降は改めて申請が必要です。

〇対象
※学生の場合は、原則、学生納付特例を優先して申請してください。

〇申込方法 身分証と年金番号がわか



今月のテーマ
慌てないで！
トイレ修理で
思わぬ高額請求

【事例】
〇トイレが詰まり、電話帳で見つけた業者に来てもらった。急いでいたので料金などは確認しなかった。結局、新しい便器に交換することになり、作業が終わった時点で「20万円」と言われた。すでに作業も終わっていたので支払ったが、高額だと思っ

【アドバイス】
〇慌てて業者を呼んでしまいがちですが、複数の業者から見積もりを取って、作業内容や料金をよく確認しましょう。事前に出張や見積もりにも掛かる料金の有無を確認することも大切です。

〇現場の状況次第で、さらに修理が必要な場合もあります。納得できない場合は、その場で契約しないようにしましょう。

〇消費生活センター
(いきいきふれあいセンター内)
☎(63)79000
開設時間
平日午前8時30分～午後5時

るものを窓口持参するか、申請書を郵送

※電話での申請はできません。申請書はダウンロードできるほか、郵送するので問い合わせください。

※本人ではない人が申請するときは、委任状が必要な場合があります。

〇申し込み 〇国保年金課、〇市民福祉課、〇総務福祉課、〇根拠出張所

〇問い合わせ ☎(62)7129

〇国保年金課 ☎(62)7129



市役所の窓口用広告入り封筒の製作者を募集します

市役所の窓口を設置する広告入り封筒を無償で製作・提供してくれる業者を募集します。

〇提供期間 本年12月から1年間

〇封筒設置窓口
〇市民課、〇課税課、〇市民福祉課、〇総務課、〇総務福祉課、〇根拠出張所など

〇利用方法 来庁者が各種証明書の持ち帰り用封筒として利用

〇申込期間 7月10日(金)～31日(金)
※募集要項などの詳細は、問い合わせください。

〇申し込み・問い合わせ ☎(62)7132

〇市民課 ☎(62)7132

〇本庁舎(共聖社108-2)
〇西那須野庁舎(あたご町2-3)
〇塩原庁舎(中塩原1-2)

※市内は、市外局番 0287 を省略した表記にしています。